

システムを改革する、いわゆる「三位一体改革」である。

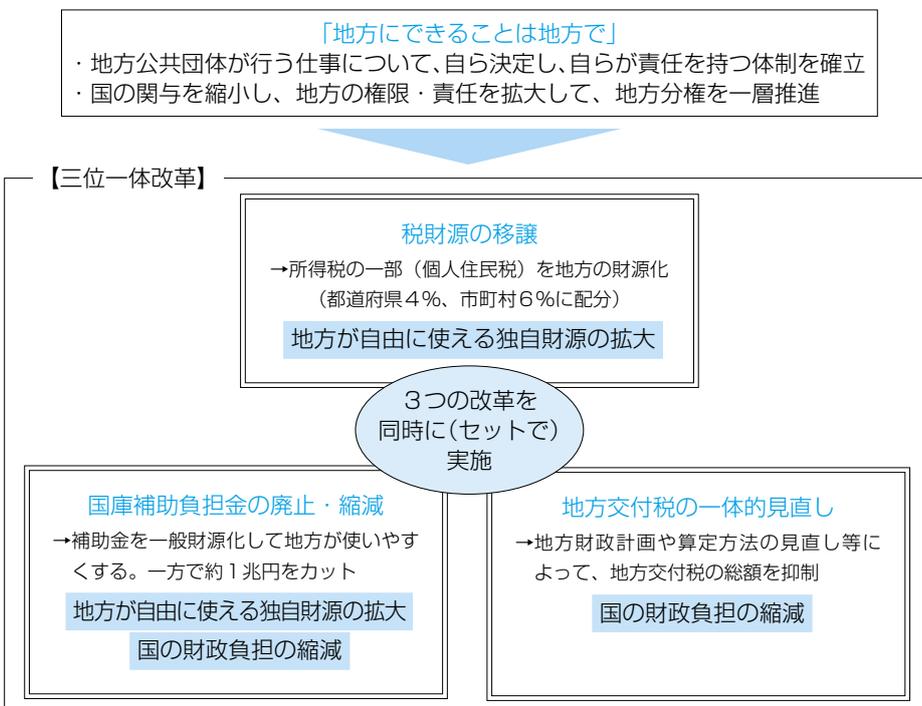
地方に権限を委譲するにあたって、それをを行うための財源も移譲しようという考え方に基づいて「税財源の移譲」が行われた。一方で「国庫補助負担金（いわゆる補助金）の廃止・縮減」「**地方交付税^{※6}の一体的な見直し**」で、地方の裁量を大きくしつつ、国から地方への支出を減らして財政再建を進めるという改革も行われた。この改革への評価は分かれるが、財源移譲が十分に進まなかった点や、補助金や地方交付税が思った以上に抑制されたことで、財政運営が苦しくなった地方自治体も多い。

こうした地方分権の動きの中で、地方自治体は独自性の発揮や自立した地域運営を求められていくことになる。

※6 地方交付税

全国の地方公共団体の税金は、地理的条件や、地域産業の動向などの社会的環境によって差があり、財政規模の格差がインフラや福祉などの格差を生むこともある。それを防ぐために、徴収した国税の一部を地方交付税として国から地方公共団体に交付することにより、税収入（財源）の格差や不均衡、過不足等を調整し、均衡化を図っている。

三位一体改革の構図



進展する「地方分権」と 声高に叫ばれる「地域主権」

ヨーロッパ、アメリカは非常に地方分権が進んでいる、と言われている。しかし、少し調べると、イギリスは分権の国ではないということが分かる。今でもまだ、イギリスの自治体は条例を作るのに各省庁の認可がいる。日本はそんなことは昔からない。そういうことをやっているのに、分権の国だ、分権の国だと言われている。海外の良いところだけを取り出して日本はだめだ、だめだ。もっと言えば、本当に日本はそんなに中央集権国家なのか。むしろ私は比較の上においては欧米に匹敵するくらい分権は一応進んでいるのではないかと、いうことを著書で問題提起した。もちろん、研究者の中などでもいろいろ議論